

感染症救急搬送サーベイランス運用委員会設置要綱

23福保健感第695号
平成23年12月21日

第1 目的

救急搬送時における患者の症状等を迅速に収集・解析して、感染症の異常な発生を早期に探知し、都民への被害の広がりを最小限に抑える「救急搬送サーベイランス」（以下「サーベイランス」という。）のデータ検証及び効果的な活用方法等の検討を行うため、「感染症救急搬送サーベイランス運用委員会」（以下「運用委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

運用委員会は、次の事項に係る具体策についての検討及び検証を行う。

- 1 救急搬送情報データの検証に関すること。
- 2 救急搬送サーベイランスの効果的な活用方法に関すること。
- 3 その他救急搬送サーベイランスの運用に必要な事項

第3 構成

運用委員会は、感染症のサーベイランスに関する専門的知識を有する者、東京都職員及びその他本サーベイランスの実施に関わる者のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

- 1 運用委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 3 委員長は、運用委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集等

- 1 運用委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて運用委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

運用委員会の庶務は、保健医療局感染症対策部防疫課において処理する。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、運用委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月21日から施行する。
- 2 救急搬送サーベイランス準備委員会設置要綱（平成19年5月23日付19福保健感第126号）は廃止する。

附 則（令和3年3月10日付2福保感防第1127号）

この要綱は、令和3年3月10日から施行し、令和2年7月13日から適用する。

附 則（令和4年5月9日付4福保感防第532号）

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則（令和5年7月11日付5保医感防第43号）

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。